

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方住宅供給公社施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第二条関係）	5
○ 地方道路公社施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）	6
○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）	7
○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第二条関係）	8
○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第二条関係）	9
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）	10
○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	11
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二条関係）	12
○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第二条関係）	13
○ 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）（第三条関係）	14

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十四条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数）</p> <p>第十条 法第二十六条の二の政令で定める数は、一年間に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（特定建築物の非住宅部分の規模等）</p> <p>第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十三条を除き、以下同じ。）の合計が二千平方メートルであることとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数）</p> <p>第十条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、一年間に新築する一戸建ての住宅の戸数が百五十戸であることとする。</p>

(削る)

(分譲型一戸建て規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十一条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、特定建築主に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

- 一 新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数
- 二 分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、その職員に、特定建築主の事務所その他の事業場又は特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該分譲型一戸建て規格住宅、当該分譲型一戸建て規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数)

第十二条 法第二十八条の二の政令で定める住宅の区分は、次の各号に掲げる住宅の区分とし、同条の政令で定める数は、当該住宅の区分に応じ、一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該各号に定める数であることとする。

- 一 一戸建ての住宅 三百戸
- 二 長屋又は共同住宅 千戸

(請負型規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十三条 国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅(当該特定建設工事業者の一年間に新たに建設するその戸数が前条各号に定め

(住宅事業建築主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一条 法第二十八条第三項の政令で定める審議会は、社会資本整備審議会とする。

(一戸建ての住宅に係る報告及び立入検査)

第十二条 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

- 一 新築した一戸建ての住宅の戸数
- 二 一戸建ての住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項

2 国土交通大臣は、法第二十八条第四項の規定により、その職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場又は住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該一戸建ての住宅、当該一戸建ての住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

(新設)

(新設)

る数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。  
）につき、次に掲げる事項に関し報告させることができる。

一 新たに建設した請負型規格住宅の戸数

二 請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項  
2 国土交通大臣は、法第二十八条の四第四項の規定により、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができる。

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

第十四条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

2 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

第十五条 （略）

第十六条 （略）

附則

（特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査）

（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積）

第十三条 法第三十五条の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。  
（新設）

第十四条 （略）

第十五条 （略）

附則

（特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 所管行政庁は、法附則第三条第十項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法附則第三条第十項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第三条 所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、特定増改築に係る特定建築物の建築主等に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法附則第三条第九項の規定により、その職員に、特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十七〜三十五（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十七〜三十五（略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十三～三十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条  次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあっては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十三～三十二（略）</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条  次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十～二十七 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条  次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十～二十七 （略）</p>



○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十五～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</p> <p>二十五～三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）                      第五十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一～二十二（略）                      二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで                      二十四～三十三（略）                      2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）                      第五十六条  次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一～二十二（略）                      二十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで                      二十四～三十三（略）                      2（略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）                      第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。                      一〜四十六 （略）                      四十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで                      四十八〜六十三 （略）                      2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）                      第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。                      一〜四十六 （略）                      四十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで                      四十八〜六十三 （略）                      2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、<u>第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</u></p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条  次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、<u>第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで</u></p> <p>二十六・二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一～三十二（略）                      三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで                      三十四～四十三（略）                      2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）                      第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                      一～三十二（略）                      三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで                      三十四～四十三（略）                      2（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五（略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十七～三十四（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五（略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第六項から第八項まで 二十七～三十四（略）</p>

改正後

改正前

（所掌事務）

（所掌事務）

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十八条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)
建築分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、<u>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u></p>

名称	所掌事務
(略)	(略)
建築分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）<u>及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定により、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u></p>

2  
～  
6

(略)

2  
～  
6

(略)